

第六回国会 人事委員会議録 第四号

昭和二十四年十一月十九日(土曜日) 午前十一時三十分開議

出席委員

- 委員長 星島 二郎君
理事 小平 久雄君 理事 玉置 賢君
理事 藤枝 泉介君 理事 吉武 惠市君
理事 赤松 勇君 理事 加藤 充君
理事 逢澤 寛君 理事 木村 俊夫君
池田正之輔君 岡西 明貞君
高橋 權六君 橋本 龍伍君
柳澤 義男君 松澤 兼人君
土橋 一吉君

出席國務大臣

- 郵政大臣 小澤佐重喜君
出席政府委員 淺井 清君

- 人事院總裁 淺井 清君
人事院事務官(法制局長) 岡部 史郎君
人事院事務官(給与局長) 瀧本 忠男君
人事院事務官(給与局長) 慶徳 庄意君
法制意見長官 佐藤 達夫君

- 委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君
専門員 中御門經民君

本日の会議に付した事件

政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
国家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出第二号)
特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出第一八号(予))
○星島委員長 これより人事委員会を開会いたします。

前会に引続き、政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律案、及び国家公務員の職階制に関する法律案の三件を一括議題として、質疑を継続いたします。加藤充君。

○加藤(充)委員 私は主として公務員法の二十八條と百二條について質問したいと思つていますが、まず二十八條について、二十八條の給与改訂に関する規定の精神がスライド制をそのまま持ち込んだことではないけれども、いささかそれに類似した精神を盛り込んだものだという事は、今まで人事院なんかの説明の中に見えていることなのであつて、それで問題になるように、スライドをそのままやれば頻々として勧告をやらなければならぬことに相なつてしまふという事を總裁がおつしやつておられます。それまでする必要がないことも條文では了解できるのですが、少くとも年に一回ということ、頻々ということのけじめがどうもぼけて来ております。それで第三回国会の参議院人事委員会の説明——多分岡部君がやつたと思つておりますが、ノーマルな状態でないときには、年に一回でその二十八條の勧告の精神の實めを果すわけには参らない。裏から言へば、ノーマルな状態でないときには、年に一回以上やらなければならぬということ、説明の中では言われておるわけなんです、そういう点につきまして、まづ淺井總裁の御見解を聞きたいと思つておられます。

○淺井政府委員 加藤さんにお答え申し上げます。勧告を頻々とやる必要はない、あるいは何回でも頻々とやれというふうな点について、御疑念があるようでございますけれども、人事院といたしましては、必ずしも年に一回やればそれでよろしいものだと決つて思つておりません。必要があれば一回以上にわたることもございましょう。しかしながら、およそ百万人の人間の給与の問題を勧告するので、勧告する場合におきましては、よほど慎重に考えなければならぬ。その慎重に考えるというのは、決して予算のことを考へたり、物価に及ぼす影響を考へたりすることではございませぬ。その上げることが適正であるかどうかについて、慎重に考へなければなりません。毎月出ます物価指数等によつて、ある期間内にわたつて生活費の上で、上つて行く傾向を十分見定めなければ勧告ができません。ということ、御承知の通りと思つております。なお、たとへば今年の四月に物が上つておると申しましたも、その正確な統計を得るのは、およそ二箇月あとでございますから、ただいままで勧告をいたさないことにつきまして、人事院の怠慢などという御批判は、私は當つておらぬかと存じます。

○加藤(充)委員 これは見解が違ふと言われればそれでよいまいなんでしょうが、昨年の勧告は昨年の十一月九日にあつて、その勧告に基いて結局昨年の十二月一日からいわゆる六千三百円ベイスが、具体的に実現したこと相なるので、そうすればその基準点をいかなる時期に設けるかということについては、いろ／＼くつきましましよつが、二十八條の少くとも年に一回という精神を、ひんびんとやること、少くとも年に一回やるということの中をとつてみましても、私事で今年十一月九日以前に、少くとも年に一回の勧告はあつてしかるべきだ、もちろん慎重であることを要することはわかりませんが、しかし慎重を要するという理由の中に、二十八條の年に少くとも一回はやらなければならぬという規定の精神が殺されてしまつたのでは、これはとんだことになると思ふのです。その点について總裁の見解を承りたい。

○淺井政府委員 二十八條における一箇年のことにつきましては、前回は申し上げた通りでございます。加藤さんは十一月の九日を基準として一箇年、かように御主張になつておるようでございませぬが、その十一月の九日にはまだこの二十八條の、この点は改正されておらないのでございませぬ。従つて十二月の一日から実施されるというところでございます。今年十二月一日をもつて一箇年とごらんになれるのでございませぬが、私もこの二十八條が公布施行されたときからとも考へられます。前回は正確な勧告を出しましたのは、十一月十日のことでありましたから、それなら今年の十一月十日と相なりませぬし、暦年をもつて論じますれば、本年の十一月三十日もなる。また人事院規則によつてこれが公布されましたのは、今年の一月

八日なので、そうごらんになれば来年の一月八日もなりますから、これは議論の立てようによるものと思つておられます。

○加藤(充)委員 法学博士の淺井總裁の非常に精密なる見解の一部を發表いただきまして、光榮に存するのであります。ただここで問題になるのは、二十八條の一項の勧告と同條二項の勧告であるが、二つの意味合いが違ふと思ふのです。この点について人事院の見解並びに二項についての勧告の責任、あるいは二項についての勧告の責任について、おとりなつたことの報告を願ひたいと思つておられます。

○淺井政府委員 二十八條の一項と二項、何かそこに違ふように仰せられましたが、これは一貫した思想でございまして、二十八條第一項はその原則について、第二項は具体的な方法について定めたものと了解いたしておられます。

○加藤(充)委員 三百的りくつを法学博士とやつても、けじめがつかまへんから、次の質問に移りたいと思つておられます。今の箇所に關連しますが、年に少くとも一回という規定があり、勧告を要するといふことがあつておるのですが、年に少くとも一回が、ただの一回でもよい、あるいは一回もやられてない、というふうな、私どもの見解が一方に立つのに、人事院はこれでも少くとも一回はやり得るんだといつたような見解のもとに、おやりになつておるようでございますが、そういう場合に、そういう勧告の時期、勧告の回数というふうな

なる時期に設けるかということについては、いろ／＼くつきましましよつが、二十八條の少くとも年に一回という精神を、ひんびんとやること、少くとも年に一回やるということの中をとつてみましても、私事で今年十一月九日以前に、少くとも年に一回の勧告はあつてしかるべきだ、もちろん慎重であることを要することはわかりませんが、しかし慎重を要するという理由の中に、二十八條の年に少くとも一回はやらなければならぬという規定の精神が殺されてしまつたのでは、これはとんだことになると思ふのです。その点について總裁の見解を承りたい。

○淺井政府委員 二十八條における一箇年のことにつきましては、前回は申し上げた通りでございます。加藤さんは十一月の九日を基準として一箇年、かように御主張になつておるようでございませぬが、その十一月の九日にはまだこの二十八條の、この点は改正されておらないのでございませぬ。従つて十二月の一日から実施されるというところでございます。今年十二月一日をもつて一箇年とごらんになれるのでございませぬが、私もこの二十八條が公布施行されたときからとも考へられます。前回は正確な勧告を出しましたのは、十一月十日のことでありましたから、それなら今年の十一月十日と相なりませぬし、暦年をもつて論じますれば、本年の十一月三十日もなる。また人事院規則によつてこれが公布されましたのは、今年の一月

八日なので、そうごらんになれば来年の一月八日もなりますから、これは議論の立てようによるものと思つておられます。

ものは、これは人事院がかつてにおやりになつて、どこに對して責任を持たれたらいい筋合のものかどうか。

○浅井政府委員 二十八條二項にありますが、「俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じた」と認められるとき」に勧告をなすことになつておる。ただ認めるとは何人が認めるかと申しますと、これはどうも人事院が認めるということに相なるほか、この條文は解釈のいたしようがないと私は存じております。

○加藤(充)委員 そういふことについて、その責任のとり方を、私どもは政府並びに国会、主として国会の立場からお尋ねをしなければならぬと思つておる。ところが、そういうふうにお認めになつたことが妥当であるかどうか、適切であるかどうか、二十八條に規定された、人事院の職責を果したものであるかどうかということについては、国会の判定というものについて、人事院は責任をとらなければならぬ立場にあると思つておる。その点についてはいかがですか。

○浅井政府委員 ただいままた二十八條の條文の解釈についてのお尋ねと思つて、そう答えましたが、人事院は、この百分の五以上増減する必要が生じたことを認めることを躊躇いたしておるわけではございません。本会議における水谷さんの御質問に對しても答えましたように、これは認めておるのでございます。その意味において、近き將來において勧告をする用意があるというところは、すでに御承知の通りだろ

うと思つておる。○加藤(充)委員 こういふような客観的な條件や数字の中に、まさかこれ

全然認めておられないほどばかな者が、人事院の總裁の職責を汚しておるのだと思つておる。ただ、私どもはほほいさな認

め方が、それで十分だと思つておる。あるいは人事院はだれに對して責任を持たなければならぬかということ、二十八條はうたつておると思つておる。そのことについての總裁の見解を聞きたい。

○浅井政府委員 勧告案は国会と内閣に對して出されますが、その勧告を最終的に決定するものは、これは国権の最高機關たる国会であられるのでござい

ますから、加藤さんのお尋ねはかえつて不審に思つておる。われわれは国会に對して、十分その点を自覚して

おるのでございませぬ。○加藤(充)委員 内容についてではな

く、私は一回以上なすべきであつたと思つて、一回しかやらなかつたという

院がおやりになつた場合、その認定の内容が適當であるか、不適當であるか

というところについての責任は、人事院としてどこにおとりになればよいと思つておりますか。

○浅井政府委員 ちよつと御質疑の趣旨がよくわかりかねるのであります

が、内閣におきまして、人事院の勧告を一般經濟問題、政治問題として考

えて、予算を編成することは、これは十分御了解の行くところだろ

うと思つておる。さてこの予算は、国会が最終的に御決定になることは言うまでもないところであつて、また人事院は、国会及び内閣と同時に勧告をいたすのでございませぬから、この勧告が

思つておる。そのしなれば、まつた

く人事院というものは、どこに對して責任を持たない、かつてに自分が認定し、認定する権限をまかせられた以上は、どんなことをやつてもいいとい

うことに相なつてしまつておる。従つて、認定の内容について、妥當でない著しく不適當な認定

を、人事院がそれでいいと思つておやりになつたときに、私はやつぱり国会

が人事院の二十八條の職責自体を、問題にする権限を持つものであることを

信するのですが、その点についての總裁の見解を明らかにしていただき

思つておる。結論人事院が、今の問

答の中に現れたように、何かわからぬような権限を持つてよろしくしてお

られる間に、公務員は給与の面で非常な不都合と犠牲を負はされて来ると思

う。こういう問題については、それが言葉から言へば、スライド制を入れたものである。あるいはスライド制は

ないけれども、いささかそれと異なつた精神が二十八條に生かされておる

というふうな言葉で表現されておると思つておる。結論は、こういうふうなノルマルを欠いておる、アブノルマルな状態において、私は二十八條というも

いてもまあれど存じておりま
す。政治活動を禁止しますれば、た
だちに加藤さんの陣営からは、反動内閣
の手先だと攻撃されておられます。給
与ベースを上げようとしたしますれ
ば、あるいは党内野党なりとの非難を
浴びておられます。まことにわれ／＼ぐ
らひ苦労しておる者はないと思つてお
るのでございますが、ただ御指摘の、
組合の活動を制限をいたしたから、か
ような状態に相なつたというからは、
いかがでございますか。従来終戦
後官庁の民主化ということが叫ばれて
おりました、官庁の内部において特定
の政党の活動が自由でございまして、
官庁の職員が特定の内閣の打倒を
叫ぶことが自由であり、官庁の内部に
入りますれば、至るところに内閣打倒
のビラが張りまわされておるといよ
うな状態であつて、そうして組合の活
動というものがきわめて自由であり、
この組合の団結権をもつて官庁を民主
化する、すなわち官庁の内部におきま
しては、哀れなる公務員諸君は憎むべ
き特権階級と、階級闘争するような状
態に置かれておる、この階級闘争を避
めて行くことが、日本民主化の一番
い方法であるというようなことは、私
はそうは考へません。この国家公務員
の利益を保護しますのに、この組合の
活動だけで推し進めて行くというこ
も、確かに一つの考へ方ではございま
しょうけれど、人事院というよう
な公正な機関によつて行くといふこ
とも、私は民主化の方法であらうと思
うのであります。この点は、加藤さん
と何日かかつて論議をいたしまして
も、煮きないことと思つたので、こ
の程度にとどめておくわけでございま

すが、人事院が公務員の保護をおろそ
かにしておるというような御非難は、
私は当然の如くに存じております。
○加藤(充)委員 腹のふくれない、む
しろ腹の減る議論の応酬はこれでやめ
ますが、勧告が出された場合に、応ず
べき義務は政府にはないと思つてす
が、政府は十分にそれを尊重されて、
そうして人事院の機能というものを生
かして行くことがなければ、勧告は、
それは百万遍繰返しても煮きること
ない、浅井総裁の御言葉の通り、こ
れは無にひとしいものになると思つ。そ
ういふ点で、これは殖田國務大臣か何
かが、やはり国会で発言されておると
思ふのですが、そういふふうな、人事
院の勧告に應じない政府というもの
は、りつばな政府とは言へないとい
ふようなことが言われていたと思つので
すが、その点について、人事院の見解
を聞いてみたいと思つてあります。

○浅井政府委員 ちよつと、まず法理
論をやらなければならぬのですが、人
事院の勧告を取上げますと取上げませ
んとは、これは国会及び内閣の御自由
だらうと私は思つております。それで
こそ國務大臣は国会に対して責任も負
えますし、国会は国権の最高機関だと
思ふのでございます。もし人事院が強
大なる独立性を押し通しまして、それ
で何でも通つてしまふというならば、
この独立性は有害だらうと思つてお
ります。人事院には人事院の権限の限界
というものがございまして、人事院
はただ誠実に勧告をいたす、これをお
取上げになるとなるとは、国会及び
内閣の御自由である。なぜならば、人
事院は何が適正なる給与であるかとい
うことをきめるのでございまして、国

会及び内閣におかれましては、第一に
は予算の問題、第二には一般の経済の
問題、あるいは政治問題として、より
高いより低い立場からお考へになるの
でありますから、それで私はよろしい
と思つております。しかしながらその
人事院の勧告をお取上げになるにしま
しても、ならないにしても、輿論の前
でこれがなされるということが、私は
人事院の勧告の一番の権威のあるとこ
ろであらうと思つております。お取上
げになるにしても、ならないにしても
も、ガラス張りの中でこの問題が討議
されるということがこの勧告を価値づ
けるゆえんであらうか、かように考へて
いる次第であります。

○加藤(充)委員 さすれば、勧告がな
ければならない時期が予想されてお
り、勧告があるというやうなことが巷
間で、はつきりしておりますやうな場
合に、一般に、勧告があらうがなかる
うが、そんなことは知つたことじやな
いといふやうな政府の態度は、これは
人事院として法律の解釈、並びに法律
の解釈から来る見解でかつこうです
が、そういう政府の態度について人事
院はどう考へるか、これは先ほど申し
上げましたやうに、殖田國務大臣が、
りつばな政府であるならば、人事院の
独立の行動に対して、十分の敬意を拂
つて行くものでなければならぬとい
うことを、政府として発言をされている
のを、国会の議事録の中に私は拜見す
るのです。ですから、先ほど申し上げ
たやうに、勧告があつてもななくて
もやつてのける。そういうことを無視
してやるというふうな解される態度を
表明する。これは仮定論になつて恐縮
ですが、そういう政府は、殖田國務大

臣の言つているやうに、りつばな政府
といえるものかどうか、それさえも自
由に御判断になつていたし方ないので
あるという見解を、浅井総裁はおと
りになるかどうか。
○浅井政府委員 政府というものは、要
するに内閣という意味に拜聴いたし
おるのでございますが、この内閣がい
いとか悪いとかいわれるのは、私は衆
議院だけであらうと、憲法上存じてお
ります。われ／＼のごとき立場にある
者が、ある内閣がいかか悪いとかい
うことを、ここで発言できないとい
ふことは、よく御了承くださるだらう
と思つております。また人事院の勧告を
いたしますことに対しまして、何か内
閣の方から反対が出ておるとか、い
うやうな疑念でございしたならば、そ
ういふことは一切ございしません。私
はいまだかつてこの勧告をするなとか
何とかいふことを、内閣の方から言
われたことはありません。ただ吉田総理
大臣は施政方針の演説におきまして、
ベースは上げないと仰せられましたこ
とは拜聴いたしました。しかしこれは
總理大臣の御権限でなされたことで
ございまして、私はこれに對して批判す
る言葉を出すことはできません。わ
からぬやうなことなつたやうな、わ
では私は今までの答弁の中からは残念
ながら人事院の職務が全うされている
というのを確認することはできません
し、そういうふうなやうなたんなず
の人事院のやり方に対して、あなたが
言われるやうに、全国の数百万の全官
公の諸君なり政府職員の方々が、今
の答弁を聞いて、人事院はいへん頼
みになるものだ、二十八條でわれ／＼

は救われるという見解を強めたかどう
かは、皆さんの判断にまかせます。そ
れで私は百二條の問題に移り簡単に質
疑を続けたいと思つておりますが、百二條
には、これは言葉の使い方から見て、
政党の党員になるという禁止して
いけないと思つております、それはいか
がですか。
○浅井政府委員 まつたくお示しの通
りでございまして。
○加藤(充)委員 そうすると、政党の
党員になるといふことになりまして、
憲法に規定されております政治活動に
関する基本的な人権の建前から、ただ
党員になるといふことできなくて、当
然党員の政治活動というものが、その
裏づけとなつて百二條によつては肯定
されているものと私は解釈いたします
が、その点はいかがですか。
○浅井政府委員 党員としての活動を
百二條は禁止しているのではありませ
ん。ただ百二條第三項におきまして、
「職員は、政党その他の政治的団体の役
員、政治的顧問、その他これらと同様
な役割をもつ構成員となることができ
ない。」この範囲だけで禁止してある
のでございますが、これは国会で御制定
になつた法律の明文でございまして、
その辺はどうぞ御理解を願いた
いと思ひます。

○加藤(充)委員 私も浅井総裁とその
点までの解釈なり見解はまつたく同じ
なんです。それといふのは「政治的団
体の役員、政治的顧問、その他これら
と同様な役割をもつ構成員となること
ができない。」といふのは、その反面は、
通常一般の党員、そうしてまた党員の
政治活動の通常一般の活動は、これは
百二條から禁止されてはならないと思

うのです。そういう点ではこの解釈の問題につきましては、多分岡部君だと思ふのですが、参議院か何かでやはり同じようなことを言つて、政党内他の政治的団体の役員になることは当然である、ということも言つておられます。またその当時の殖田さんも、絶対に政治活動を禁止することはおもしろくないと言つておられる。この殖田さんもおもしろくないと言つたことについては、今の浅井さんの見解と多少違つて、それこそおもしろくないにおい私はこの殖田さんの言葉の中には感ずるのであります。当然私は普通の政党内としての政治活動は百二條によつて禁止されていまいと了解しておるのです。従ひまして、今度出て参りましたところの政治的活動に關する禁止の人事院の規則というものが、私は今の点から見て非常に問題が多いのではないかと、こう思ふのですが、その点について浅井総裁の見解を聞きたいと思ふます。

○浅井政府委員 たいだいままでのお言葉では、まだ私は見解を表明する段階に達し得ないのでございますが、このたび出ました規則の一四一七、すなわち政治活動を禁止し、または制限した規定は、百二條第一項によるすなわち「人事院規則で定める政治行為をしてはならない」と。こういう国会の御決定に基いて、人事院が制定したものでございますから、もう少し具体的にお話を承りまして申し述べたいと思ふます。

○加藤(充)委員 そうすると、たいだいまの問題を進めましよう。普通の役員といたしましての政治活動は、選挙権の行使というよりは、わくの広いもの

である。選挙権の行使以外に政治活動はないものだとすることは、言われなかつたと思ふのであります。それで浅井総裁は、百二條の第一項が国会でおきまつたこと、このたびの人事院の規則は第一項に基くものであるという御答弁であつたのでありますけれども、そうすれば憲法に規定された政治活動の自由に關する基本的人権並びに国家公務員法百二條のこれは三項になりますか職員は、政党内の問題の裏づけとして一般の政治活動、役員としての活動は何ら禁止するものじやない。百二條に抵触するものでないといふことはうなずけらる。従ひまして、憲法の規定並びに国家公務員法百二條の第三項の規定から来るならば、よしんばこのたびの人事院規則が百二條の第一項に基いたものであるとしても、それはそれ自体政治活動の自由についての基本的人権に違背し、まさしく百二條第三項に規定する国家公務員法の、それを容認しておるところの普通の役員としての政治活動の自由といふものについて非常に抵触する。こういう点から見れば、百二條の一項に基いたものであることも、もちろん憲法違反に相なるものであると私は確信いたしますが、その点についての総裁の見解をお聞きしたい。

○浅井政府委員 はなはだ言葉じりをつかまえるよう恐縮でございますけれども、日本国憲法は政治活動の自由という基本権を規定しておらなかつた存じております。憲法できめておられます政治活動は、あるいは表現の自由であるとか、参政権であるとか、いろいろの面にわたつておりますので、政治活動の自由といふ條文はないように私は

了解をいたしておるのでございますが、これは言葉の問題でありますから、おそれるそれらのおのゝ基本的人権に關係する問題だ、こういうふう

に御了解で御質疑だと思つております。そこで百二條の第三項によりまして、役員その他一切のものになれないといふことは、ただ職員に關してどういふものになれないといふことをきめただけでございまして、されば、それ以外の政治活動は一切やれるのだといふような基礎での御論はいかかと思つております。それ以外におきまして、公務員の中正なる立場を維持するがためにこうむるべき拘束は、ほかにあるように存じております。

○加藤(充)委員 それでは私は問題があるからやめますが、これは人事院の今までの、少くとも昭和二十三年十月当時の見解と非常に違ひはせぬかと思ふ。それは政党内の他の政治的団体の役員になることは当然であつて、この役員としての最低限度の、あるいは党員としての当然の活動以上の役割を持つといふことはいけません。またそういう仕事をすることはいけません。この意味だといふふうには人事院の見解があつたと私も思ふ。こういう点をひとつ明確にしていただかなければ、私は今の浅井さんのお言葉はどうかおかし、いけませんかと思ふます。

○浅井政府委員 前にどのような見解を表明したか存じませんが、人事院といたしましては、終始見解は異なつておらぬと思ひます。一般職に属します職員は公正なる地位を保持いたしますために、拘束を受けなければならぬといふ、これはよくよくここで申し上げないでございしますが、その立場か

ら、どうしてもそこに一つの政治活動には限界がある、このように考へる見解は初めから違つておらないつもりであります。

○加藤(充)委員 そうすると、第一項の規定から言つて、選挙権の行使を除くほかは、人事院規則で定められた範囲しかできない、こういうふうな意味にもとれるのですが、どうもこれはあの当時の問答をラフに読みますと、極端な場合は、選挙権の行使だけしか国家公務員にはないのだという見解が強調されたのではないかと。それでまたそういうような一項の解釈から来て、今言つたようなこのたびの人事院規則ができたのではないかと私は思ふのであります。

○浅井政府委員 それは御見解と事実とはまったく異なつているのでございします。この條文の百二條一項を率直にお読みくだされば、はつきりするものであります。選挙権の行使といふものは絶対に制限をされないものだ、これが一つであります。そのあとは人事院規則で定めたものだけが制限されるのであつて、それ以外の政治活動は自由だ、このプリンシプルは国会の御決定になつたものだと思いますから、決して加藤さんのお述べになりましたような見解からは出てくるものではないと確信しております。

うな人事院の見解を中心にして、いわゆる政治活動の範囲をきめてかかるといふようなことが、今までの具体的なやり方じやなかつたか。またそのやり方の中にひそめられた根本的の方針でなかつたか、こういうふうな疑いを強く持つのであります。その点について人事院総裁の見解を聞きたい。

○浅井政府委員 それはまた違つたのでございまして、もしこの百二條一項が、人事院規則で定めたもの以外に政治活動をしてはならないといふことになつておりましたら、なるほどおとしやる通りであります。しかし百二條一項は、率直にお読みくださればわかりますように、人事院規則で定めた政治活動だけができないのであつて、それ以外のものはまったく自由だといふのが、当時の国会でおきめになりました御意思でございします。すなわち原則と例外とのけじめがここではつきりしておりますから、決して御懸念のようなことはないと思ひます。

○土橋委員 加藤君、よろしゅうございしますか。
○土橋委員 関連して……
○土橋委員 関連してなら、簡単に願ひます。
○土橋委員 たいだいま浅井総裁がいろいろお仰せになつておられますが、この政治活動の禁止という問題は、少くとも民主主義社会における基本的な権利であることは、先ほどのお話によつても私は了解するのであります。ところが、公務員に關する問題は、憲法七十三條第四項に基いて官吏の事務を掌理するために国家公務員法を制定してあるのであります。従つて国家公務員法は憲法七十三條第四項の官吏の事務を

掌理するよう、官吏が公務執行の場合における具体的な区別を行うための内容を規定するのが、国家公務員法の立場であります。ところが、国家公務員法は百二條において規定があるのでありますが、この規定は明らかに基本的な権利を制限する場合には、民主主義国家においてはきわめて縮小する。そしてあらゆる自由の権利を享受さすというのが、この百二條の建前であろうと思つてあります。従つて百二條の規定以上に人事院が人事院規程をもつて、政治活動を禁止することは憲法違反である。これは明らかに時の政府の方針に従つて、人事院がことさらにさういふような政治活動の目的、政治活動の行為といふようなものを書きまして、特に政治活動の行為については一項から十七項までわたるあらゆる制限を書いているが、總裁のたゞの御発言を聞くと、人事院規則でできた活動以外はどういう活動でもできる、こゝういふことをたゞいま御説明になつておられますが、それではどういふ活動ができるか、この規定の十七項目にわたるところの制限といふことによつて、公務員諸君はほとんど政治活動ができぬ、この点をまず第一点として承りたい。

第二点は、労働階級なり農民階級の強い組織、強い団体交渉権、さういふようなものも、国家公務員であるといふような美名のもとに、勤労官吏諸君にあつては迫害を受けておる。あらゆる方法において公務員の名前によつて、公務の奉仕者といふ名前によつて、今日非常に公務員の権利を制限しておる。その一環として百二條の規定がさらに人事院規則によつて敷衍をされて、ほとんど活動の余地のないような状態にまで追い込んでおる。人事院總裁のこの十四・七という規則は勤労階級の権利を制限し、正当な要求すら出せない団体交渉もさせないといふような不都合な規定である。同時に政治活動もできない、こゝういふ点は、明らかに私は政府の意図に従つて、人事院といふものが、公務員の名のもとに政治活動の自由を制限しておる、まことに非立憲的な法律だ、非憲法的な規則である。こゝう私は考えるのであります。それについて簡単に御答弁願ひたい。

○淺井政府委員 公務員の名目と仰せられましたけれども、土橋君が民主主義、社会の美名のもとに公務員の忠誠なる態度を曲げられることは、私は御同意できないのであります。また人事院は越権行為なりと仰せられましたけれども、百二條の一項に何と書いてございませうか。国会の御意思によつて人事院に信託された義務でございませう。もし人事院がこの人事院規則をつくりませんときは、国会の御意思にそむくことになるでございませうか。またさらに十何箇條に基き微に入り細をうがつたところの規定をこしらえて、公務員を縛つたとの仰せは、はなはだ残念に思つてございませう。土橋さんは御承知でもございませうが、裁判所法第五十二條によりますれば、裁判官は積極的に政治活動をしてはならない。ただ一言で裁判官を縛つておるでございませうか。この積極的という言葉の解釈がどうなりますか、政治運動といふ解釈がどうなりますか、私は一般の行政官吏をそのような簡単な美名で縛るのはいやでございませう。たと

い微に入り細をうがらましても、禁止されるものをはつきりと書くことが、これは国家公務員を保護するゆえんだと存するのでございませう。あの国家公務員の政治活動を禁止しました中に、デモンストレーションに参加することを禁止している規定がどこにございませうか。大学教授が正当な立場において論文を発表することを禁止する規定がどこにございませうか。党员として正常なる党務に参加いたしますことを禁止している規定がどこにございませうか。これを土橋さんもお考えくださるやうに願ひたいと思ひます。

○土橋委員 それならば私はさういふ公務員諸君の、特に高級官僚諸君の政治活動についてはとやかく言わない。これはむしろあなたの方の主張によつてやるべきである。しかし勤労官吏といふものが、自分の待遇をよくするために、労働条件をよくするために、賃金問題を解決するために、組織をもつて闘ふといふことは、これは今日共産党が公党として認められ、社会党が公党として認められ、さうしてその主張を国会においてわれわれが主張する、こゝういふ立場は公認されておる。従つて勤労官吏が団結を強化し、団体交渉で賃金の問題や労働条件の問題を当然主張し得ることは基本的な権利であります。従つてさういふ政党と相関連してまたいろいろな要求を出すことも至当でありますので、さういふ点にわたつて今の御説明では遺憾ながら了解できない。

第二番目といたしましては、もしあなたがさういふことを仰せになりますならば、人事院は、国家公務員法第三條第三項を見てください。第三項においては、あらゆる公務員諸君の利益を保護するための規定が設けられておるのであります。たとえば休暇、休職あるいは保健に関する問題、安全、元氣回復、教育訓練あるいは厚生、こゝういふような重大な施策は昨年の七月二十二日のマ元帥の書簡によつても明瞭であります。さうしてこれに基いて公務員諸君がポ政令第二百一十号によつて非常な制限を受けておる。この場合にも当然人事院においてはさういふ内容を御承知でありますから、こゝう内容についていかに今日まで計画を立て、実行を政府に勧告したか。人事院は政府に対して実質賃金の低下しておるたゞいまの状態において、特に元氣回復、あるいは厚生あるいはその他の社会設備等、さういふものについてどういふものを勧告しておやりになつたか、ちよつと承りたい。それをやらないうちにおいて、政治活動の制限やあるいはあらゆる登録等の場合において、公務員諸君の正常な活動を抑える方面だけあなたの方でさういふものになつておる。これについてどういふような勧告をしたか、これを一つ聞きたい。

○淺井政府委員 土橋さんの根本的な御見解について申し上げたいのでございませうが、今あなたは特権官僚は抑えてもよろしい。下級の勤労職員は保護しなければならぬと仰せられましたけれども、国家公務員法では、官庁の中にさういふ階級の対立があるといふことは考へておりませぬ。(ある)と呼ぶ者あり)あると仰せられても、国家公務員法の中にキャリア・システムと申しますか、そのさういふあわれむべき公務員と憎むべき特権官僚とを官庁

の内部に、官庁の民主化の美名のもとにこれまでやつて来られたのは、一体だれでありますか。そのさういふ態度でございませうから、こゝういふ規則が出ておるのになつて参つたのだと存じておるのでございませう。また人事院は押えることばかり考へて、なぜ保護することをしないかと仰せられましたけれども、六千三百円ベースはだれがやつたものでございませうか。内閣の反対を受け、共産党も反対せられたと思つてございませうけれども、その強い反対の中で六千三百円ベースを通したのは、一体人事院以外の何ものであつたか、御了承願ひたいと思ひます。

○土橋委員 六千三百円ベースを通したのは人事院だといふやうな、そのさうに聞えるあなたの御発言は、まことに遺憾であつて、これは国会が確認をして決定したのである。それを今になつて人事院が押し通したといふやうなことは、いかにあなたが本末顛倒しておるか、速記録が明瞭に示しておる。さういふやうな言ひがかりを仰せになつて、この委員会をだまそうとおやりになつても、それはだめである。これははつきりと国会の権威においてわれわれが決定しておるのである。あなたが勧告したものが通るか通らないかは、内閣や国会が決定するのであつて、そのさういふ失礼な言葉は取消していただきたい。

○加藤(充)委員 途中ですけれども、議事進行について。ちよつと職院運営委員会の方に出て来いと言われておりますので、まだ質問したいのですけれども……

○星島委員長 土橋君に譲られたのだから、御自由に行かれてさしつかえない。

○土橋委員 それではさらに私は浅井総裁が再度毎度にわたりきわめてたくみな、しかも広汎な知識をお持ちになつておられますので、縦横無盡に委員諸君の質問に対して答えられますが、私の見るところではまことに遺憾であります。たゞえば先ほど二十八條の給与の問題につきましても、私たちが常識上考えまして、臨時国会が召集せられたことはあなたも御承知と思つております。そうするならば、臨時国会が補正予算を編成するであらう、あるいは来るべき通常国会においても、また予算が計上せられるというふうになりますならば、もしあなたが公務員諸君の給与を、今あなたが仰せになつたように、おれはこどもでも推進してやる。そういうお考えであるならば、この予算編成はドツジ公使がお見えになりました、いろいろ御勸告等がありました、その前に先だつて、あなたが二十八條の規定に基いて当然これをおやりになるのが、あなたがほんとうに公務員諸君の利益を守らうというならば、これは常識上考えられることである。それを今日に至つてなおおやりにならないということは、あなたはほんとうに公務員諸君の利益を考へていらつしやらない。考へていらつしやるならば、常識的に考へまして、予算編成の前に、まず勸告をいたして内閣がどうするか、それについて、あなたも勸告したことについて、取上げられようが、取上げられまいが自由であるということに、ぜひとも取上げていただくように、予算編成の中に繰り込んでもらうようにす

るといふのが、あなたの立場であらうと思ふ。それを今日に至つて今予算委員会において予算をやつておつても、まだ勸告を出さない。しかも今度の予算は御承知のように十五箇月というものを中心としておる。そういうものについて、まだ何も言われない。今日のようになんか詭弁を弄せられておるが、これはあなたの良心に訴へまして、これはぜひ給与を上げてやるというならば、内閣が予算の編成をする前に勸告をなさるべきだと思つておる。それを発表なさるべきだと思つておる。ですか。

○浅井政府委員 そのように、土橋さんが国会に権威があると仰せられますならば、いまさら人事院に向つて勸告仰せと仰せられ、私のさしづきの言葉が失言とあらば、決して取消すにやぶさかであるものではあります、私は、ただその事実を申し上げたいと思つておられます、十分お認めくださるだらうと思つておられます。

○土橋委員 それは認めますが、あなたのお言葉が最初のお言葉のように真剣にお考えくださるならば、常識的に考へても、当然予算編成の前にやるべきであらうと考へておる。従つていろいろあなたの仰せになつておられる言葉は、そういう意味がしんにこもつておりません。きよの発言を聞けば、加藤君も言われたように、百万に余る国家公務員諸君は、おそらくあなたの意中を察せざるを得ないだらうと思つておられます。そこで関連質問をやめまして、引續いて私のほんとうの質問をこれからや

りたいと思つておられます。一体あなたの方は第二十八條の規定の「少くとも一回」といふことにつきましても、あなたの方でいろいろ仰せになつておられますが、将来物価の変動が今日のように激しい場合は、一回ばかりでなしに、やはり情勢に応じて——これは「官職の基準」に書いてある條文であります。御承知のように二十八條は二十七條と並行いたしまして、少くとも公務員諸君の平等の原則に従つて、当然給与の問題を解決してやる、かように書いてありますので、あなたも一回しかやらぬというのか。それとも情勢に応じては、一回／＼勸告してやるというのか、その点をほつきりしていただきたい。

○浅井政府委員 予算々々と仰せられますと、予算は国会でおきめになるものでありますから、かえつて国会の御権威にかかるといふことは、残念でございます。一日も早く勸告をするという気持は、少しもかわりはないのでございませぬ。

○土橋委員 私先ほど御答弁が漏れておつたと思つておられますが、先ほど申し上げたようなリクリエーションとか厚生とか、あるいは元氣回復とか、こういうようなことについては、どういふ御計画でございませぬ。あるいは政府に報告を、あるいは御勸告になる予定であるか、あるいは今日どういふように進まれておるか、その点をお聞きしたい。

○浅井政府委員 これはなるほど土橋さんの仰せられるように、遅延しておる点については十分認めます。しかしながらこれはまず国家公務員の災害補償法から手をつけることになつておりました。これは次の国会に出ることに相なつておられます。これは総理大臣の御答弁にもある通り、実質賃金を向上するということならば、この厚生方面も十分やつておかなければならぬ。これは人事院が勸告などいたさずとも、総理大臣においても十分お考えであるから、あのような御答弁もあつたわけでありませぬ。

○土橋委員 私はあなたの方で真に厚生、福利なり、元氣回復なり、住宅な分講ぜられて、そのような勸告なり、計画なり、人事院の考へておられるものを十分政府におやりになり、なおかつ政治活動の禁止とか、あるいはそういうふうな事項についても、あなたの方で行つておやりになるならば、意味がよくわかるのであります。一方の団体交渉権、登録の問題、そういう点につきましても、どこまでも公務員諸君の基本的な権利を押しやる方向に出て、政治的に登録等の問題を取上げておいて、そうして厚生、福利とか、実質賃金の上昇については、何もおやりになつておらぬという点が第一不満でございます。この点は明確に申し上げたい。従つて私は人事院の権威のためにも、ぜひともこれを拡充して、将来必ず政府に両々相まつて進言をするという態度をあなたの方でおとりにならなければ、いよいよ人事院の権威は失墜するといふ御勸告を申し上げておきます。

○浅井政府委員 たいだいま御指摘の点は、組合の役員は政府職員でなければならぬと、この改正したことにあるだらうと思つておられます。これは必ず前からやつて参りました組合の中には、たまたま組合員で政府職員でないものがあることは御承知の通りであります。その場合に主たる役員は構成員の中から出なければならぬという考え方から、これをこしらへたわけでございます。

○土橋委員 主たる役員は組合員でなければならぬといふのは、あなたも御承知の通りであります。これは國家公務員法附則の第四條の規定が明記しております。あなたも今はつきりと御承認になつておられる。主たる役員はどこまでも職員でなければならぬ。これは今あなたが仰せになつたばかりであります。従つて國家公務員法附則第四條をここに明示し申し上げたい。それによりましてこのように書いてあるのではありません。職員を主たる構成員とする労働組合又は団体で、國家公務員法附則第十六條の規定が適用される日において、現に存するものは、引き続き存続することができ、これらの団体は、すべて役員を選挙及び業務執行について民主的手続を定め、その他その組織、目的及び手続において、この法律の規定に従わなければならない

次はこのたびの行政整理の問題であります。人事院では六月三日の日に、人事院規則の一四一三といふもの

い。これらの団体は、人事院の定める手続により、人事院に登録しなければならぬ。今あなたは、主たる団体構成は職員である。従いまして職員でない者の構成しておる労働組合があるというところをお認めになつておられます。あなたの御著書にも明確に労働組合の構成は、必ずしも従業員、職員のみをもつて構成するものでないといふことを、あなたの御著書の百六十八ページでありますか、明確に書いてあるのであります。それをあなたは学者としての良心に従つて明確にお書きになつておる。そうして行政整理を小澤大臣が八月十二日からやつたのであります。そうすると急遽豹変をして、この登録の規定の第三項をおかえになつております。これは官房長官なり、あるいは吉田政府と通謀せられて、私は八月十五日の日にあなたにお会いしたときにも申し上げたのであります。官房長官はこういふことを言われておるが、あなたの御見解はどうですかと言ふと、その点については、土橋さん、非常にむづかしい問題だといふことをあなたも言われた。そうして九月十七日になると、急遽この規則を増田長官とか小澤大臣と同じような解釈にかえたのであります。どういふ経過でこの規定をかえたか、お聞きしたい。

○浅井政府委員 これはひとつ原則論から行かなければなりません。そもそも国家公務員法九十八條によりますれば、政府職員が組合を組織することになつております。ゆえに政府職員以外のもを組合員に入れることはおかしい。それは国家公務員法の本来の建前でございます。しかしその当時ありました組合の中には、たま／＼政府職員

でないものを含んでおつたといふことは、土橋さんもよく御存じの通りであります。もし九十八條を無制限に適用いたしましたれば、これらの組合は存続を失ふのであります。でありますからこれらの組合を受入れるために附則の規定があるわけでございます。この附則の規定は一時的で消滅する。本来の姿は九十八條で行くといふことなのであります。これはなるほど当時むづかしい問題でありましたけれども、何も私が内閣から強要されてかようにかえたものではない。しかもそこにある役員を政府職員から選べといふことが基本になつておるのであります。

○土橋委員 あなたは、たゞいま九十八條の解釈では、どこまでも職員組合は職員をもつて構成するといふことを断言せられましたか、規定をよくご覧も書いてない。書いてある條項を私読み上げますならば、職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に關し、及びその他社会的、厚生の活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手続に従い、当局と交渉することができるとなつておるのであります。あなたが仰せになつておる通りに、九十八條の原則は、どこまでも職員をもつて構成する、それ以外の者は含まないとは書いてない。その意味におきまして、あなたのお話は了解できぬのであります。

○浅井政府委員 九十八條の中の第二項に「職員は、組合その他の団体を結成し」と書いてございませぬから、職員が結成するのでございませぬ。職員以外の者を結成分子の中に入れていいとい

う規定はどこにございませぬか。○土橋委員 そういふことを言われまするならば、規則の十四の二をこらんとしたければわかりませぬ。これは登録に關しまして、役員を構成を規定しておるのであります。この規定によりますと、「理事、付表者その他の役員の名及び住所並びに国家公務員である者については、その官職」と書いてございませぬ。こういうことを書いておきます以上は、あなたの方のたゞいま仰せになつたようなことは、九十八條をあなたはそう解釈してないで、当然職員でない者をも含んでおるというところを御承知の上で、この規則をおつくりになつたのであります。そうでなければ意味が通らないのであります。あなたがこういふことを仰せになつて、この委員会において、少くともそれだけの自信を持たれるならば、あなたの著書の百六十三ページを公に抹消して、自分の学説は間違つておつたといふことを、はつきり天下に公示しなければなりません。またそのようなお氣持であるならば、なぜこの規則の十四の二をおつくりになつたときには、あなたも目を通されて、この趣旨は了解の上でつくられたと思ふ。この規定を見ると、国家公務員である場合はその官職、そうでない者は書かなくてはよろしいといふことになつておられます。従いまして、あなたが今仰せになつておる点は、明らかに詭弁であると私は信じております。御答弁願ひたい。

○浅井政府委員 土橋さんの御質疑は実に不思議に思ふのであります。けれども、その規定はあとで改正されております。その規定はつまり経過的

の期間に對する経過規定でございませぬから、何の不思議もございませぬ。何の不思議もないと思ひます。

○土橋委員 あなたがそういうことを仰せになるならば、これは速記にもとどめするが、あなたはともかくも九十八條の本項の規定をどらまかして、職員でなければ組合員でないといふことは、あなたは初めから仰せになつていないのであります。われわれはよくこれを承知しております。あなたと交渉した全通の委員長、副委員長が病氣と称されて休まれて、そして政府の見解と人事院案とは違ふ、政府は首を切つた者は組合員でないと考えておつても、私もはそういふふうに考えておらぬといふことを、あなたは明確に労働組合の幹部に仰せになつた。しかも六月三日の規則が非常に不都合だといふ結果に相なつたので、急遽あなたの方をおかえに相なつたのであります。従いまして、私どもはこの事実をあとから見しても、当然この規定が改正された理由が、もしあなたがそういうお考えを持つとすれば、なぜこういう規則をおつくりになつたのか、もしあなたがそういうお考えを持つて改正したといふことであれば、政府のあらゆる圧力が加わつて、あなた自身の存立、人事院の權威に關する問題までも、あなた自身が自分で放棄せられまして、そうしてこの規則を九月十七日の日に急遽かえられておると、私は断じて疑わないのであります。そうしてこの規定がどういふ過程を経てかえられるに至つたか。もう一べん明確に伺ひたいのであります。

○浅井政府委員 それは前に申しましたように、この規則は経過期間に對する規則でございませぬから、何も九十八條の原則と矛盾しているわけではございませぬ。

○土橋委員 私はたゞいま、浅井総裁が非常な豊富な知識を持つておられるにかかわらず、この人事院規則の十四の二については明確な説明をしておらない。たゞ十四の二は経過規定である。あるいはこの規定の改正に至つたいきさつも明確に示さないといふことは、明らかに人事院が規則を通じて情勢の変化に應じて、しかもそれを安んずるものに変更したならば了解できるけれども、政府がどこまでも職員を切られた者は組合員でないといふ見解を、強く主張したことによつて、あなたの方が一歩も二歩も引いて、政府の見解に迎合したといふことは、まぎれもない事実でありますから、私は人事院の將來の權威のために、まことに遺憾に思ふものであります。もしあなたがそういうお考えであるとするならば、將來規則に對しても公務員諸君は真に信用できない。いつ自分の権利が守られるか、どういふふうになるかといふことについて、きわめて不安であるといふことを、私はつけ加えておきたいと思ふのであります。

さらに最近通信省で行政整理をやつた問題について、どういふ基準をあなたの方ではお示しになつたか。たしか六月一日であると私は記憶しておりますが、人事院からこのたびの行政整理に關する基準をお示しになつたのであります。私はその基準を新聞で見ましたので、明確に存じませんが、どういふ内容をあなたは政府にお示しにな

つたか、この点をお聞かせ願いたい。
 ○淺井政府委員 人事院はこのたびの行政整理に対して基準を示したことは何らございせん。ただ人事主任官会議におきまして、整理から除かるべきものとして、消極的に若干の、基準と言えは基準でございますが、それを申したにすぎません。ただいまちよつと手元を持つておりませんが、新聞でこれが発表されておりますから、おそらく土橋さんの御了解になつてゐるところは間違いないと思ひます。

○土橋委員 了解できない。ただいま総裁は土橋が了解してゐるだらうと言われる。少くとも整理基準に関しましては、国家公務員法にも規定が明記してあるのではありません。そのほかにあなたの方でどのような消極的な意味合いにおいて基準を示してゐることに就いては、私は非常に異論があるのではありませんが、もつとあなたの方で定員法の規定に即応するような内容を持たれるならば、消極的にでなく積極的なものを、むしろあなたの方でお示しになる必要があるのではなからうかと私は思ふのであります。

次に私は小澤郵政大臣にお尋ねしたのであります。郵政大臣はこのたびの定員法の規定に基いて、どういふ整理基準をもつて整理をおやりになつたか、概略御説明願ひたいと思ふのであります。

○小澤國務大臣 今回の行政整理に対しては基準をつくりませんでしたけれども、これは発表しないことになつております。ただ一言に言えば、要するに公務員としてふさわしい人間はできるだけ残つてもらはうという考えを持つております。

○土橋委員 この人事委員会において私は小澤大臣にお尋ねしたのであります。発表できないというのほどは、理由が、しかも国会において発表できないような行政整理の基準で、あなたの方ではおやりになつたのであります。この点を私は重ねてお尋ねしたい。

○小澤國務大臣 行政整理の基準を発表すべしとか、あるいはそういう基準をつくれといふことは、あなたの方のつくつた法律は命じておりません。従つて私の方でどういふ基準をつくらうと、あるいは発表しようと思はうと、あるいは行政機関に一任されてゐることではありませんから、その線に沿つてやつたのであります。

○土橋委員 そうしますと、政府の方では、少くとも行政整理を行う場合には、これはきつて公平安当に、しかも万人にひとしく整理の内容が安当性を持つてゐると了解せられるもので、あなたの方ではどういふもので、自信するのではありません。そうすれば、この国会においてどういふ基準で整理をしたかといふことを御発表になつても、何らさしつかえないと思ひますが、大臣いかがでありますか。

○小澤國務大臣 ちよつと発表できません。
 ○土橋委員 発表できないような方法で、あなたの方で行政整理をするといふことは、まさに政府の独裁であり、しかも整理の基準の内容すら発表できないといふことは、まことにわれわれには了解できないのであります。少くとも整理せられる人々にとりましては、事重大であります。自分がどういふ手落ち、どういふ落度があつて首を切られたかといふことすら、政府が発表

表しないといふのは、民主主義国家において、しかも名前の示す民主自由党政府であると思ふのであります。少くとも政府が万人ひとしく了解できるような基準を示して、これなら私はやむを得ない、こういう手落ちがあつたならばやむを得ないといふようなことが、十分了解せられるようにして、行政整理をするのが至当であらうと私は考へるが、大臣の御見解いかん。

○小澤國務大臣 土橋君も私も大体同じことを考へておるのです。いやしくも行政整理にあらう人が、この整理基準で、こういう悪い人、あるいは協力をしない人とかいふようなことを発表しますといふと、整理の対象になつた人は、全部悪い人といふ札つきになつてしまふ。その整理者の中には、若干悪い人もありますが、大部分といふものは、まじめな公務員であります。そういう誤解をされるおそれがありますから、従つて、そういう整理基準を発表しないといふことは、整理の対象になつた人の将来を思へばこそ、黙つておるのだといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○土橋委員 ただいま奇怪千萬な、整理者本人の名譽のために基準の内容をあなたに仰せになります。今日行政整理をするには、少くとも明確な基準を示して、それに該当した者は当然だれでも首切つてしかるべきものであつて、あなたが整理基準を示さないで、しかもそれが言えないといふようなことは、明らかにこれは政府の一方的な見解をもつて首を切つておるといふことを、私は断せざるを得ないのであります。その証拠はこのたびの行政

整理は、まず労働組合運動について、政府の見解に反対を表明し、あるいは労働組合を真に守るために闘つた者、あるいは特に一般世間で言われております急進的な分子と言われる者、自分の身体、精神を費して組合のために精進した者、こういうような諸君が全固的にこのたびの整理ではやられておるのであります。これらの諸君は、労働運動なり、国家公務員の福利を促進する重要な基礎であつたのであります。そういう諸君を全部首を切りまして、そして中には非常に先頭に立つて闘つておる諸君を首切るといふような態度は、私には了解できないのであります。この点について大臣の御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○小澤國務大臣 われ／＼といたしましては、決して組合のいゆる執行委員をしておつたから、行政整理の対象とするといふことは、毛頭考へておりません。しかしながら、公務員には公務員としての、おのずから進むべき道があります。いやしくもこれに反した者は、執行委員であらうとなくと、あるいは共産党員であらうと民自党であらうと、一切の者を切つたのであります。

○土橋委員 奇怪千萬なるお話、民自党でも切つたと言われるが、私たちが承知しておる範囲では、民自党員の組合員は一人もいないのであります。従つて切られておる者は、共産党の諸君、あるいは社会党に所属する者、あるいは労働組合のために精進をした者であつて、特に民自と言われる諸君は、われわれも労働組合運動を同じくやつておりますが、首を切られていないの

であります。従ひまして、政府は明らかに民同を育成してゐる。かように私は考へておるのであります。かように私にもかくにも今度の整理は政治的ない目的を持つて、特定の日本共産党に所属する者をほとんど首を切つておる。また党に所属しない人でも急進的な諸君は、すべて首を切つておる。こういう結果の事実が現われておるのであります。これに対して小澤大臣は、これが官庁の職務執行について、協力しない者であるといふことを断言するかどうか、この点を明確にしたい。

○小澤國務大臣 整理基準の一部を申し上げますれば、何政党内に属しておつたから首を切るとか、あるいは何政党内に属しなかつたから切らぬといふ基準は、私どものつくつた制度の中には絶対ない。またさらに私どももいたしましては、ある職員が共産党に属しておるとか、ある職員が民自党だといふようなことは、ほとんど届出も何もありませんから、わからぬ。だから、共産党員が多いといふことは、共産党員は公務員としてふさわしからざる者が非常に多かつたといふことになるのであります。(拍手)

○土橋委員 今こちらの方で拍手をしておりますが、私は高橋君にも柳澤君にも言ひたいのであります。一体小澤大臣の首を切られた理由というもの、要するに政府に協力しなかつた、業務の上において協力しなかつたといふような結論に持つて行こうとして、このような答弁をしておるのであります。私はまことに遺憾である。もしあなたに誠心誠意があるならば、そのような答弁ができるものではないのであります。特に私は事実を指摘した

であります。従ひまして、政府は明らかに民同を育成してゐる。かように私は考へておるのであります。かように私にもかくにも今度の整理は政治的ない目的を持つて、特定の日本共産党に所属する者をほとんど首を切つておる。また党に所属しない人でも急進的な諸君は、すべて首を切つておる。こういう結果の事実が現われておるのであります。これに対して小澤大臣は、これが官庁の職務執行について、協力しない者であるといふことを断言するかどうか、この点を明確にしたい。

○小澤國務大臣 整理基準の一部を申し上げますれば、何政党内に属しておつたから首を切るとか、あるいは何政党内に属しなかつたから切らぬといふ基準は、私どものつくつた制度の中には絶対ない。またさらに私どももいたしましては、ある職員が共産党に属しておるとか、ある職員が民自党だといふようなことは、ほとんど届出も何もありませんから、わからぬ。だから、共産党員が多いといふことは、共産党員は公務員としてふさわしからざる者が非常に多かつたといふことになるのであります。(拍手)

○土橋委員 今こちらの方で拍手をしておりますが、私は高橋君にも柳澤君にも言ひたいのであります。一体小澤大臣の首を切られた理由というもの、要するに政府に協力しなかつた、業務の上において協力しなかつたといふような結論に持つて行こうとして、このような答弁をしておるのであります。私はまことに遺憾である。もしあなたに誠心誠意があるならば、そのような答弁ができるものではないのであります。特に私は事実を指摘した

いと思ひますが、私の手に入つており
ます情報によりますと、東京中央電話
局におきましては、松澤あや子君、乾
たま子君、こういふ諸君は、発令に際
し、一人々々を所長室に呼び込んで、
そうして内側からかきをおろして監察
状態のうちには部長が、特に主事が、
両方より捺印をされた、こういふ事実
が明確にあるのであります。また一つ
の例を申し上げるならば、千葉電氣通
信工務局におきましては、鎌谷トミ子
さんという方は、これは発令に際し、
通信部長、管理所長ほか四名の課長、
私服警官二名で、鎌谷君を一時間にわ
たる監察状態の上辭職を強要したので
あります。なおいろいろ例もあつた
が、時間がありませんで、多くは
申し上げませんが、もつと適切な例を
申し上げるならば、山形の電報局にお
きましては、これは東北地方の試験に
おきまして、唯一のオペレーターであ
つた佐藤藤男君であります。この人が、
ただ日本共産党員であるという理由
で、これが首を切られておるのであり
ます。御本人の成績その他の状況を聞
きますと、組合はもちろん、官側に
おかれても、これは優秀な者である
ということ、認定しておるような人を
首を切つておるのであります。たとえ
ば、こちらの方の局においてもたくさ
んそういう事例を持つておるのであり
ますが、こういふことに対して通信大
臣は一体どういふ考えを持つておられ
るか、御答弁を願ひたい。

○小澤國務大臣 千葉と中央電話局の
方は、どういふ意味の質問だかわかり
ませんが、幸いに一時間も辭職勧告を
せぬでも、辭令を渡せば済むのであり
ますから、そういう事態が生ずること

は想像できませんが、しかし具体的なり
事実でありますから、調査して、適当
なときに報告しましょう。山形県の例
ですけれども、これはかりに技術その
ものが一番であつても、いわゆる公務
員としてふさわしくなければ、どん
どんやります。

○土橋委員 これは組合側も官側も、
まことにりつばな人であるということ
を認めておるのであります。そうい
う、現場の職場においてはせひなけれ
ばならない優秀な技術者であり、しか
もそれが、共産党に所屬しておるだけ
であつて、組合活動も何もしておらな
い。まことに紳士であり、むしろ共産
党としては眠つておる党員である。こ
ういふふうで考える人ですら、どうい
う理由で首を切つておるのか、この点
をお聞きしておる。また監察した問題
につきましても、辭職を強要するとい
うことをあなたの方で指令しておるか
どうか。少くとも公務員が、かきをお
ろして、軟禁状態において判を押さ
すというふうな、こういう所長や何か
に対して、通信大臣はどういふ行政処
置をしようとおるのか、これをお
聞きしておるのであつて、あなたは、
そこまで言わなくとも、法律家である
し、わかつておると私は思います。そ
ういふ者に対してはどういふ行政処置
をあなたの方で行うのであるか。ある
いはこういう優秀な、たとえば等原君
のような、たしか落合長崎だつたと思
うのであります。優秀な人でありま
す。保険の募集では東京地方でも第一
位であります。こういう人がどんく
首になつておるのであります。そうい
う、通信業務そのものの促進につい
ても、いなければ障害になる者を首を切

り、今局では惜しまれておるというよ
うなことがある。これをもつても、共
産党員は首を切るといふ結論になるの
であります。あなたには共産党員だ
からといつて切らないと言ふのであり
ますか、明確に御答弁を願ひたいので
あります。

○小澤國務大臣 これはたび／＼申
し上げます通り、共産党だから政府が
対象にしたとか、あるいは民自党だか
らしないとかいふことは毛頭ありませ
ん。従つて、そういう基準はつくつて
いないのですから、(土橋委員「結果
が」と呼ぶ。)結果が悪ければ、それは
別な意味で、共産党員に非協力者が多
かつたのではないかということをもさつ
きから言つておる。

○吉武委員 関連して……
○土橋委員 今発言中です。
〔発言する者多し〕

○星島委員長 さきほど関連して加
藤君に許したから、簡単なことな
ら——吉武君

○吉武委員 私はたゞいまの土橋君の
言を聞いていますと、まづたく過去の
事実を忘れて言つておるよりに思ふ。
第一に、先ほどから言われた政治活動
の制限であります。またその次の、
労働組合運動に対する制限であります
が、これらは過去における事実をはつ
きり見てからでなければ言えないこと
であると思ふのです。われ／＼わが党
内閣の第一次内閣のときに、すでに労
働組合法をつくつて、そうして政府職
員にも組合活動の自由を許しておる。
ところがその後の組合活動の状況を見
ると、まづたく組合運動の趣旨に反し
た行動をとつておる者がその一部にあ
る。私は全部とは言いません。日本に

はまじめな労働組合運動の指導者もす
いふんたくさんおられる。けれども一
部の者は、労働組合活動に名をかつ
て、その一部の政治活動の目的のため
にこれを利用してしようとして、常に攪乱
をやつて来た。これは天下周知の事実
である。第一先般行われたところの
二・一ゼネストのときにも——二・一ゼ
ネストは待遇改善に名をかりてそうし
てあれだけ大規模の争議に押し込めら
れてやつて来て、土橋君なんかはそ
の唯一の指導者であつたことは、御本
人も御承知である。もしほんとうに給
与の改善だけであるならば、かくのご
とき無謀なる計画というものが行われ
るはずはない。これは一部の者だけ
が、おのれの政治目的達成のために、
あれだけのむちやをやつた。これは遂
に前の日に関係方面からの指示によつ
て、中止になつたから事なきを得たの
でございまして、もしこれを實際に行
つたとしたらどうです。日本全国の鉄
道が全部とまつてしまふ、あるいは電
信通信機関が全部とまつてしまふ。マ
ツカーサー元帥の言葉をかりてみて
も、日本の敗戦の今日のこの状況に、
かくのごときむちやなことをやつて、
そうして国民の再起ができるかと言
つておる。そういうことをやつたがため
に、昨年の七月二十二日にあつた司
令部からの、労働組合活動に対する政
府職員についての制限が出たわけであ
ります。それを知らずして、そうして
一方的なことを言われていることは、
はなはだ私は遺憾に思つておる。

それからまたもう一つ先ほど土橋君
が言つておつた九月に規則をかえて、
組合から職員以外のものを入れないよ
うにという規則に対する反駁があつた

ようであります。そこで職員が組合
の中に入つてはいかぬという規則を出
されたのは、先ほど言われた九十八條
にはつきりと書いてある。それを知ら
ないで言つておるところに私は……
〔発言する者多く聴取不能〕附則の第四
條を指摘しておつたけれども、附則の
第四條は、従来の組合が主たる構成員
が職員であるものは、そのまま存続さ
せるという組合自体の存続を言つてい
るのであつて、その組合に職員でない
者を入れてよいということ、何も
たつてないのであると私は思ふのであ
ります。人事院の方はどうお考えに
なるか、私は人事院の方にもう一度そ
の点をお伺ひいたします。

○星島委員長 おほかりいたしました
が、本日はこの程度にとどめまして、
次会は明後二十一日午後一時質疑を維
続いたしたいと思います。御異議あ
りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○星島委員長 御異議ないと思ひま
す。よつて次会は明後二十一日午後一
時開会することにいたします。もし本
会議がありました際には、理事諸君と
相談して善処することを御了承願ひ
いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時五分散会

昭和二十四年十一月三十日印刷

昭和二十四年十二月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所